

## 介護保険住宅改修Q&A【豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係】

※厚生労働省作成のQ&Aをもとに豊後大野市版として作成したものです。制度改正に伴い内容が変更となる場合があります。

No.	区分	質問	回答
1	手すりの取付け	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(柵状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。 高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。
2	手すりの取付け	介護保険制度施行前に設置した手すりの設置位置が、要介護者の心身の状況から見て現状では不適切であるため付け替える場合は、要介護者の自立支援、介護者の負担減の観点から、手すりの取付け及び古い手すりの取り外し費用も付帯工事として給付対象となると考えるがいかがか。	単に老朽化したとの理由であれば認められないが、この場合は対象となる。
3	手すりの取付け	手すりの取付けの下地補強の際、張替えの必要になったクロスは費用は対象となるか。	下地補強した部分のみのクロスに係る費用は対象として差し支えないと考えるが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであれば、クロスは費用は対象外とする。
4	手すりの取付け	要介護者が外出するには、公道に面した玄関を出て、敷地内のシルバーカーの駐輪場所まで移動する必要がある。この場合、「外出の機会を増やす」目的で道路に沿った敷地内(建物と公道との間の狭い敷地部分)に手すりを設置することは可能か。	道路関連法令に抵触しなければ支給対象となる。 屋外での改修をする場合は、次の3つの要件を満たしていなければならない。 ①敷地内であること ②他の人が通らないこと ③敷地内であって、所有者が他人である場合は同意書が必要
5	手すりの取付け	階段に手すりを設置したいが、窓の開閉ができなくなる等の理由から一方が固定されていて、もう一方がはねあげ式になっている可動式の手すりを設置する場合は住宅改修の対象となるか。	動作または取付け位置の環境条件から、可動の必要がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となります。
6	段差の解消	ユニットバスを購入し、設置することより段差の解消等を行う場合、保険給付の対象となるか。	①脱衣所と浴室の段差解消を目的とするために行うユニットバスの購入設置。 (浴室の床部分の改修) ②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置。 (浴室の床部分の改修) ③浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置。(浴槽の改修) ①②③それぞれ介護保険の住宅改修の対象となります。なお、ユニットバスの購入設置。それぞれ介護保険の住宅改修の対象となります。なお、ユニットバスの購入設置の目的が①のみの場合、②のみの場合、③のみの場合には、当該部分を面積按分等により保険給付の対象となる工事費を算出することとなります。 浴室の床部分の改修及び浴槽の改修双方の目的をもった住宅改修の場合であっても、必ずしもユニットバス購入設置費全てが住宅改修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的(段差解消や滑りの防止)以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。
7	段差の解消	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、縁側や掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、縁側や掃き出し窓へのスロープ設置は対象となる。スロープから先の道路までの通路の設置は、既に通路がある場合は「通路面の材料の変更」又は「段差の解消」として対象となるが、元々通路が無い場合は、新設となるため対象外となる。
8	段差の解消	同一建物内で居室から便所間に土間があり、移動の妨げとなっている場合、この土間に板を張って通路を確保する工事は床段差の解消として保険給付の対象となるか。	「段差の解消」として支給対象になる。
9	段差の解消	上がり框の段差緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外。式台を設置した場合は、金具等で固定されていることが分かる写真の提出が必要となる。上がり框を2段にする工事は、床段差の解消として対象となる。
10	段差の解消	透かし階段に蹴り込み板を取付ける工事は、高齢者の階段での転倒防止には有効な手段であると考えられる。「段差の解消」にも「床又は通路面の材料の変更」にも該当しないと思われるが、支給対象となるか。	住宅改修の種目に該当しないため対象外とする。
11	段差の解消	ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置については、住宅改修に該当しないと考えられるが、対象外としてよいか。また、階段昇降機は取付け工事を伴うため、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよいか。	何れも対象外とする。

## 介護保険住宅改修Q&A【豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係】

※厚生労働省作成のQ&Aをもとに豊後大野市版として作成したものです。制度改正に伴い内容が変更となる場合があります。

No.	区分	質問	回答
12	段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが、手動による場合はどうか。	手動であってもこれらの設置工事は対象外とする。しかし、可動式、固定式、据置式のリフトについては、移動用リフトとして福祉用具貸与の対象となります。
13	段差の解消	掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となる。撤去に要する費用は、床段差を解消するために必要な住宅改修として給付対象になるか。	対象外とする。昇降機の設置は住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられない。
14	段差の解消	玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際、もともとある床を解体する費用は対象としてよいか。	スロープの設置工事に付帯するものと考え、支給対象となる。
15	段差の解消	付帯工事として、以下は支給対象となるか。 ①新しいスロープ設置のため既存のスロープ、周りのブロック、犬走り等を撤去する費用 ②それらを撤去した際に出たガスを処分するため、運搬車への積み込み及び運搬に係る費用、ガラの捨て場代にかかる費用 ③工事全般にかかる諸材の運搬や片付けの費用	既存のスロープが古くなったというだけでは、支給の対象とはならない。利用者の身体的変化が生じ、それに伴い既存のスロープでは対応できない場合に、既存のスロープを壊して、なおかつ新たにスロープを設置する必要があるのであれば、これらの費用も支給対象となる。
16	段差の解消	浴室の改修について、段差の解消や手すりの取付け等のため、従来ある浴室を改修するのではなく、ユニットバス(壁、床、天井、浴槽が一体のもの)として丸ごと取り替える場合、対象となるか。	個々の工事費用を按分し、その部分の改修費が算定できれば、対象としてよい。
17	段差の解消	浴槽に入りやすくするため、床を上げるのではなく、(床レベルはそのまま)浴槽を下げることも認めよいか。	対象とする。
18	段差の解消	浴室よりも脱衣室の床の方が低い場合、脱衣室の床上げは対象としてよいか。	身体理由によっては必要と認められた場合に段差解消になると考え、対象とする。
19	段差の解消	高齢者が自立して入浴または介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の支給対象としてよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。
20	段差の解消	床段差を解消するため浴室用にすのこを製作し、設置する場合は支給対象となるか。	対象外。 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の「浴室内すのこ」(浴室内に置いて浴室の床の段差解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となるが、指定事業所で購入した場合に限る。
21	段差の解消	脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①～③の工事について、住宅改修の「段差解消に伴う付帯工事」として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったため、蛇口位置を変更する。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合、浴槽をかさ上げするなどの工事。 ③②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修または取替えの工事。	いずれも対象となる。
22	段差の解消	トイレ出入口等の沓ずり(敷居)を撤去する段差解消工事を行った場合、扉と床との間に隙間が生じるが、この隙間をなくすためにドアの一部を補修する(継ぎ足し)費用は住宅改修の付帯工事として認められるか。 例えば、この段差解消工事に併せて扉を引き戸に変更する場合は「引き戸等への扉の取替え」として給付の対象となるが、住宅の形状により引き戸への変更が不可能である場合、既存の扉を利用した補修工事を認めることが適当であると思われる。	付帯工事として支給可能である。
23	段差の解消	風呂やトイレが屋外にある場合、そこまでの段差解消や手すりの設置は対象となるか。	風呂、トイレが屋外にある家であれば、対象とする。
24	段差の解消	下肢筋力低下のため、玄関から道路に至る既存の通路の傾斜がきつく感じるようになり、通行が困難になってきた。玄関から庭を横切って道路に至る傾斜の緩やかな通路を新設する工事は対象となるか。	通路の新設は対象外。なお、通路の傾斜は一般的には段差とは言えないものと考えられる。
25	段差の解消	母屋と風呂場のある離れが屋根でつながっている場合、2つの建物の間に渡り廊下と手すりを設置する工事(屋根はつながっているため新設しない)は、住宅改修の段差解消及び手すりの取付けとして対象となるか。	対象となる。この場合の渡り廊下の設置は床段差の解消と考えられる。
26	段差の解消	母屋と風呂場のある離れが軒を隔てて隣接している場合、2つの建物の間に屋根と渡り廊下と手すりを設置する工事は、住宅改修の段差解消および手すりの取付け並びにこれらに付帯する工事として対象となるか。	①屋根…付帯工事とは言えないので対象外。側壁も対象外とする。 ②渡り廊下…「段差の解消」に当たるのであれば対象となる。 ③手すり…対象となる
27	段差の解消	玄関から道路までの通路の段差解消や手すりの設置は、支給対象となるか。	対象となる。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
28	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は、対象となるか。	玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、「段差の解消」として支給対象となる。

## 介護保険住宅改修Q&A【豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係】

※厚生労働省作成のQ&Aをもとに豊後大野市版として作成したものです。制度改正に伴い内容が変更となる場合があります。

No.	区分	質問	回答
29	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	たとえば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として差し支えない。
30	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	通路面について、滑り防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、対象となるか。	「通路面の材料の変更」として対象となる。
31	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	滑り防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたり、カーペットを貼り付けたりする場合はどうか。	ノンスリップは対象となるが、本来そのまま敷くだけのカーペットを貼り付けて固定しても対象とならない。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
32	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	転倒防止のためゴム製の床材を廊下に貼り付けた場合、対象となるか。	強力な接着剤等で貼り付けるのであれば対象となる。
33	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	階段に滑り止めのゴムを付けることは対象となるか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」にあたり、対象となる。
34	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	被保険者は下肢筋力低下のため階段からの転落予防の目的で階段に手すりの設置と階段の段鼻(踏面の先端)に滑り止めシートを貼り付けた。階段横に手すりを取付ける工事は住宅改修の対象と考えられるが、滑り止めシートは支給対象となるか。なお、被保険者の寝室は2階にあり、階段の上り下りは日常生活を送る上で必要不可欠である。	床材の変更に関しては、設置のために接着等の工事を伴うものであれば、支給対象とする。ただし、浴室の滑り止めマットのように本来そのまま敷くだけのものについては、接着剤等により固定しても対象とならない。
35	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	浴槽内の固定式滑り止めマットは、住宅改修の対象と考えるが、清掃等の利便性を考え、マットを固定せず取り外し可能な状態にした場合でも対象となるか。	浴槽の滑り止めマットについては、固定してもしなくても住宅改修の対象にならない。なお、段差解消のための「浴槽内すのこ」に滑り止め機能が付いているのであれば、福祉用具購入の対象になる。
36	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くことは、「床材の変更」になるか。	浴室の滑り止めマットについては、固定してもしなくても住宅改修の対象にならない。福祉用具購入の対象にもならないが、滑り止めマットではなく、段差解消のための「浴室内すのこ」に滑り止め機能が付いているのであれば、福祉用具購入の対象になる場合もある。
37	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	工事や取付け作業を要さず(床への張り付けや釘止めも不要)、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、対象にならないか。	床に置くだけであれば、住宅改修にも福祉用具の購入にも該当しない。
38	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	車椅子の通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることについても「移動の円滑化」として住宅改修の対象としてよいか。	老朽化や物理的、化学的な磨耗、消耗を理由とするのであれば対象外とする。
39	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	車椅子での移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は対象となるか。	住宅改修告示の項目に無いことから、支給対象とならない。
40	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	滑り防止を図るために、浴室内の床材に滑り止めの塗料を塗布することは、住宅改修の対象となるか。	対象となる。なお、同一箇所に再度、同一の改修をする場合は、対象外とする。
41	引き戸等への扉の取替え	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は、対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、対象外とする。

介護保険住宅改修Q&A【豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係】

※厚生労働省作成のQ&Aをもとに豊後大野市版として作成したものです。制度改正に伴い内容が変更となる場合があります。

No.	区分	質問	回答
42	引き戸等への扉の取替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合でも、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして対象となる。 具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合などが考えられる。
43	引き戸等への扉の取替え	車椅子利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは、住宅改修の対象としてよいか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能なか。	要介護者の身体状況に基づいた理由による住宅改修なら、支給対象とする。
44	引き戸等への扉の取替え	車椅子で通行するために、台所の入り口の扉を取り除く工事費について、対象とできるか。	新しい扉を設置しなくても、本人の身体上の事情により扉を撤去した場合は対象となる。
45	引き戸等への扉の取替え	要介護者等の身体状況に基づいた理由により扉を撤去した場合、「引き戸等への扉の取替え」に該当するか。	新しい扉を設置しなくても、本人の身体上の事情により扉を撤去した場合は対象となる。
46	引き戸等への扉の取替え	扉に付属する敷居を段差解消のため取り替えることに伴い、今ある扉を別のものに新調しなければならない場合、扉の費用は給付対象となるか。	付帯する工事として対象となる。
47	引き戸等への扉の取替え	ドアノブを変更するために、扉ごと取り替えた場合、(開き戸から開き戸への変更)支給対象としてよいか。	ドアノブのみが対象となる。
48	引き戸等への扉の取替え	門扉の取替えは、対象となるか。	「引き戸等への扉の取替え」として対象となる。
49	引き戸等への扉の取替え	住宅改修の際、不要となった便器、扉等の撤去費用及び処分費用は対象になるか。	これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為である事から対象となる。
50	洋式便器等への便器の取替え	洋便器では小便が出ない要介護高齢者で、現状の小便器の高さ、大きさが合わず介護を要している場合、適当な小便器への取替えも、住宅改修の対象となるか。	「洋式便器等への便器の取替え」として支給対象となる。
51	洋式便器等への便器の取替え	一般的に想定されるものとして、和式便器を洋式便器に取り替える場合が多いと思われるが、要介護者の身体的状況から、洋式便器を和式便器に取り替える場合も「洋式便器等への便器の取替え」に該当するか。全盲、尖足、両下腿不全麻痺の方で、今まで何とかつかまっていたが、最近、筋力低下などにより歩行困難となり、つかまっていた立ち上がりもできなくなった。ただ、這っての移動はでき、尿意もあるため、このままオムツ使用ではなく、和式便器に取替えてトイレが自立できるようにしたい。	要介護者の身体状況に基づいたものであり、この場合は該当する。
52	洋式便器等への便器の取替え	筋萎縮性側索硬化症の方が、症状が進行し、水を流すところまで手を上げられなくなったため、現在使用している洋式便器ごと取替え、足で水を流せるタイプの洋式便器に取り替えるのは、対象となるか(便器として使用できない状態を使用できる状態に変更するのは可という考え方)。	障がい等に対応するために、現に使用している洋式便器の機能を変える必要がある場合は、住宅改修の対象となる。
53	洋式便器等への便器の取替え	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便器の高さが高い洋式便器に取り替える工事 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①・・・対象。 ②・・・既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば対象とならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして支給対象とする。 ③・・・住宅改修ではなく、「腰掛便座」(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の対象となる。
54	洋式便器等への便器の取替え	要介護者に適した高さの便器に取り替えるという適切な理由があれば、支給対象とすることが可能であるが、その新旧の便器の高さの差はどのくらい必要か。またその取替えにあたって、特殊便器(高さ約41センチ)ではなく、標準便器(高さ約37センチ)に取り替える場合でも対象としてよいか。	本人に適したものと認められるなら支給できる。
55	洋式便器等への便器の取替え	障がいに対応するよう、洋式トイレの向きを変える工事は対象になるか。	「洋式便器等の便器の取替え」として対象になる。
56	洋式便器等への便器の取替え	便所の入り口に入って男性用小便器、袖壁があり、その奥に洋式便器がある。その洋式便器は横向きであったため、身体的理由(車椅子からの移乗が困難)により、縦に向きを変える必要が生じた。向きを変えても男性用小便器と袖壁が移乗の障害となる場合、男性用小便器及び袖壁の撤去を便器取替えに伴う付帯工事として含めることができるか。	付帯工事として認める。
57	洋式便器等への便器の取替え	要介護者本人の居室の押入れを改造して専用のトイレを作る場合、支給対象となるか。なお、既存のトイレはそのまま残し、家族が使用する。既存のトイレを残して専用のトイレを作るということは、改修ではなく新設となるため、告示の「洋式便器等への取替え」には該当せず、対象外と解するがいかか。	対象外とする。

## 介護保険住宅改修Q&A【豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係】

※厚生労働省作成のQ&Aをもとに豊後大野市版として作成したものです。制度改正に伴い内容が変更となる場合があります。

No.	区分	質問	回答
58	洋式便器等への便器の取替え	既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、対象となるか。なお、既存のトイレは家族がそのまま使用することとなる。既存のトイレを残して専用のトイレを作るということは改修ではなく新設にあたるため、対象外と考えるがどうか。	対象外とする。
59	洋式便器等への便器の取替え	本人は車椅子生活で、母屋の座敷に住んでいるが、古い家なので段差が各所にある。現在、母屋のトイレを使うことが事実上不可能なため、ポータブルトイレを使用しているが、次の工事は支給対象となるか。なお、家族は母屋にあるトイレと同じくらいの頻度で物置のトイレを使っている。①同じ敷地内にある母屋と軒を隔てて隣接する物置を床上げをして改造し居室にする。②物置にあるトイレについて、和式の便器から洋式の便器に変更する。	①…居室に改造する工事は対象外する。 ②…「洋式便器等への便器の取替え」として支給対象とする。
60	洋式便器等への便器の取替え	和式トイレからユニットトイレ(トイレ全体がユニットになっていて洋式便座、手洗い、温風機等が一体になっているもの)への改修を対象にしてよいか。	対象となる部分が按分可能であれば当該部分に係る費用について対象とする。
61	洋式便器等への便器の取替え	要介護者の住む居室の増築時に、居室から遠くにある和式トイレを取り壊し、居室横に洋式トイレを新設する場合、住宅改修の対象としてよいか。	和式トイレを取り壊すのであれば「洋式便器等への取替え」に該当し対象となる。なお、既存トイレを取り壊した状態が分かる写真の提出が必要である。
62	洋式便器等への便器の取替え	下肢筋力の低下の著しい対象者が洋式便器への取替え工事を行う際に、起立動作を安全に行うため、手すりの取付けの代わりに肘掛部分等の付いた「背もたれ付きトイレガード」を設置することは対象となるか。	洋式便器と一体で使用するもので、工事を伴うものであれば、洋式便器等への便器の取替えに該当し支給対象となる。
63	洋式便器等への便器の取替え	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは、支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取付ける場合にあっては、支給対象とする。ただし、コンセント設置等の電気工事費は対象外とする。
64	洋式便器等への便器の取替え	既存の洋式便器の便座を洗浄機能等が付加された便器に取り替えた場合、対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためであるので、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は、住宅改修の対象外である。
65	洋式便器等への便器の取替え	現在洋式便座を使用している者が、ウォシュレット機能の付いている便座に交換することは可能か。ウォシュレット機能を使用することにより自力で排泄行為を終了することができることから、必要な機能と考えられるがどうか。	対象としない。
66	洋式便器等への便器の取替え	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。	該当しない。「腰掛便座」として特定福祉用具購入の支給対象となる。
67	洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は対象となるか。	付帯して必要になる住宅改修は便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレ設置費用は対象としない。
68	洋式便器等への便器の取替え	男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、「付帯して必要となる住宅改修」に該当するか。	個別の住宅改修の実態に応じて適宜判断する。なお、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しないが、本人の身体上の事情により扉を撤去しなければならない場合は、付帯して必要となる住宅改修に該当する。
69	洋式便器等への便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められている。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われるが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事②公共下水道に接続する枡からトイレまでの配水管工事を指すのか。	非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思うが、その場合の「水洗化」の工事を対象から外している。「便器の取替え」に付帯する工事として「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に替えるときなどに、配水管の長さや位置を変える場合を想定している。
70	洋式便器等への便器の取替え	従来、男性用小便器と和式便器があったトイレについて、男性用小便器を洋式便器へ改修(和式便器をそのままにする場合、便器の取替え自体は住宅改修の対象になるが、配管工事(管を太くする等)については、対象にならないとの判断でよいか。	実態に応じて適宜判断する。管を太くしなければ洋式便器の設置ができない場合については、Q.69にある配水管の長さや位置を変える部分に該当する分のみ支給対象とする。
71	洋式便器等への便器の取替え	和式便器からウォシュレット機能付き洋式便器に取り替える際、コンセント設置等に係る電気工事費は対象外との判断でよいか。	電気工事費は対象外とする。
72	支給申請書類関係	支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である要介護被保険者であることとされているが、実際に代金を支払うものが家族、親戚等である(被保険者本人に支払能力が無い、あるいは1割の自己負担分程度しか持ち合わせが無い)場合、現実の支払者あての領収書をもって代えることができるか。	住宅改修は、介護保険法に基づき被保険者に給付されるものであるため、被保険者名の領収書が必要。

## 介護保険住宅改修Q&A【豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係】

※厚生労働省作成のQ&Aをもとに豊後大野市版として作成したものです。制度改正に伴い内容が変更となる場合があります。

No.	区分	質問	回答
73	支給申請書類関係	施行規則第75条第2項第1号、第94条第2項第1号に基づき、住宅改修費の支給申請書に添付する領収書については、(保険給付の当事者でもあり改修費用支払者である)申請者(当該被保険者)宛名のものですべきと考えるが、介護保険給付対象外のほかの家屋改造等と一体的に発注された場合、家族等の宛名の領収書を申請書の添付書類とすることができるか。居宅介護住宅改修費の支給は、介護保険法第40条第6項に基づき被保険者に保険給付されるものであり、ほかの住宅改造と一体に工事されたとしても、介護保険の住宅改修の対象となる部分について工事費内訳書で明示し、領収書は被保険者名とする必要があると考えるがどうか。	住宅改修は、介護保険法に基づき被保険者に給付されるものであるため、被保険者名の領収書が必要。
74	支給申請書類関係	施行規則第75条第2項第3号の「完成後の状態を確認できる書類等」については、改修前及び改修後のそれぞれの写真とすることとなっているが、その写真の現像料等については申請者(被保険者)の負担としてよいか。	被保険者負担とする。
75	支給申請書類関係	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むこと。
76	その他	被保険者が工事を発注し、着工直前に死亡してしまった場合、施工業者が発注した材料等について被保険者に請求があった場合、工事完了部分までの経費が対象となっているが、その経費はどこまでのものか。	一般的には、材料費・工賃等は、死亡時点までの完成部分にかかる当該費用相当額のみが対象となるものとする。本件の場合、そもそも完成部分が存在しないため、支給対象とならない。
77	その他	施行規則第75条及び第94条によると、「住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護(支援)被保険者は、…申請書を提出しなければならない。」と規定しているが、被保険者が死亡して本人が申請書を提出できない場合、具体的な取り扱いはどうすればよいか。	相続人が申請者となって支給申請する。
78	その他	入院(入所)中の要介護者が退院する際は前もって工事を着工することは可能(申請は退院後)としているが、在宅サービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合、要介護者から住宅改修費支給の申請があった場合、住宅改修の支給は可能か。	入院するまでに工事が完成した部分まで対象となる。申請はQ.76と同様の取り扱いとする。
79	その他	住宅改修の着工日時時点で要介護(支援)認定されていたが、その後更新申請をし「非該当」と認定された。住宅改修の工事完了及び申請時点では「非該当」である場合、保険給付を行うことができるか。	入院時、死亡時の取り扱いの考え方と同様に、要介護認定の有効期限日までに工事が完了した部分の経費が対象となる。
80	その他	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。
81	その他	A町の被保険者(要介護1)が、3年前からA町に住み票を残したままB市の娘の家に居住しており、当該被保険者からA町に、娘の家の住宅改修の申請の相談があった。Q.80の「一時的に身を寄せている住宅の改修」から判断して、対象にならないと解釈してよいか。	介護保険証の住所においてのみ、住宅改修の対象となる。したがって、この場合は対象外。
82	その他	要介護者が当市で住宅改修を行い、数ヵ月後にB市に転出した。その後、当市で行った住宅改修について当市に対して支給申請を行うことが可能か。支給申請時点では当市における受給者資格を喪失しているが、時効期間を経過していなければ可能とも考えるがどうか。	当市へ申請することが可能である。
83	その他	認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者(入所者)で、介護保険証の住所地が自宅にある場合、年末年始等の一時帰宅を目的として、自宅の段差解消等の住宅改修を行うことは可能か。	介護保険給付上は在宅扱いであるが、生活実態は自宅にないことから、給付対象としない。
84	その他	グループホームは居宅と考えられず、住宅改修費の保険給付の対象とならないと考えてよいか。	グループホームについては、原則、住宅改修費の対象とならないが、個室部分について特段の事情があれば支給対象となりうる。
85	その他	介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされているが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により、入所しているケアハウスの住宅改修を行った場合(施設の運営主体は了解済み)、給付対象となるか。	軽費老人ホームの居宅部分(専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く)は、制度上、住宅改修は可能であるが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。ただし、高齢者の身体状況によっては、個別の対応(手すりの取付など)が必要な場合もあるのでその場合には、住宅改修費の支給は認められるものである。

介護保険住宅改修Q&A【豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係】

※厚生労働省作成のQ&Aをもとに豊後大野市版として作成したものです。制度改正に伴い内容が変更となる場合があります。

No.	区分	質問	回答
86	その他	現在入院(入所)している高齢者が、まもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。また、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないので、事前申請書の提出も受けられず、改修費も支給されることはない。 ただし、退院後の住宅については予め改修しておくことも必要と考えるので、その場合は、退院日が決まれば事前に当市に改修内容、過去の実績等を確認した上で住宅改修を行い、退院後に改修費の支給を申請すること。退院後に、支給申請書・理由書・事前写真・事後写真・図面・見積書または請求書・領収書の提出が必要。理由書の「利用者の身体状況」欄には必ず退院日を記入すること。なお、退院しないことになった場合は申請できない。特別養護老人ホームを退所する場合も、本来退所後に住宅改修を行うものであるが、入院中の場合と同様の取り扱いとする。  退院が不明確である段階で着工すると、万が一、退院が長引いて体の状態が変わってしまった場合に、本人の状態に適した住宅改修でなくなる可能性があるため、必ず退院が具体的に決まってから事前協議してください。また、改修内容が給付対象となるかどうか迷う場合は、事前写真・図面等を見せていただければ保険者で判断します。この場合でも申請書類の提出は不要。
87	その他	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となることがある。
88	その他	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパートの場合と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規定や他の区分所有者(マンションの住人)の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。 この場合の、手続きは次のとおり行うこと。 ①所有者(管理者)のみの同意書を得た上で、まず事前申請をする。 ②事前審査がOKであれば、保険者からケアマネージャーに連絡するので、区分所有者(住人)全世帯から同意書を得た上で、着工する。なお、同意を得る際には、共有部分の改修内容について必ず図面、その他を用いた上で説明を行い、理解を得ること。同意書は市で使用しているものを加工(同意書の「住宅所有者」を「区分所有者」に訂正)しての使用可とする。
89	その他	賃貸住宅の場合、退去時に原状回復するための費用は対象となるか。	対象外。
90	その他	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は対象外とする。
91	その他	新築や増築時における手すり設置等の住宅改修費は支給対象とできないのか。	対象外となる。
92	その他	新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、対象となるか。	手すり等が必要な身体状況であるなら、新築時に設置すべきと考えるが、入居後に手すり等が必要となった場合は、支給対象となる。
93	その他	同一世帯に二人(夫婦)の被保険者が係わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取替え(和式から洋式)は妻(要介護1)、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫(要支援)というように、各々の必要度に応じて工事を設定することは可能か。	重複しなければ可能である。
94	その他	住宅改修申請の時効は2年間であるが、その起算日は着工日か工事終了日か、それとも代金支払日か。	支払日(=領収日)とする。
95	その他	①10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住み始めたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても、「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能か。②同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能か。	①②とも不可能。